

フィリピン—日本国際結婚：移住と多文化共生  
：日比結婚の概要、結婚生活、結婚移民に対する施策、行政への提言

名古屋学院大学 佐竹眞明

はじめに

本報告は、日本における国際結婚において、件数として、2番目に多いフィリピン人と日本人との婚姻を中心に取り上げる。特に割合として大きいフィリピン女性と日本人男性との婚姻に焦点をあてる。

先ず日本における国際結婚の概要を示し、フィリピン人と日本人との婚姻の位置づけを明らかにする。配偶者資格を経て、永住資格を取得する結婚移民が多い点を踏まえ、日本で長く暮らす結婚移民については行政による「多文化共生」施策の対象として、位置づけるべき点を踏まえる。

「多文化共生」という考えは、外国人住民の異なった文化を尊重し、人権を尊重し、彼（女）らが自立した市民として生きられる事が重要だと指摘している。では、フィリピン人結婚移民の文化は尊重され、人権は尊重され、自立した市民として生活できているか。

こうした問題意識に基づき、結婚後の生活における、夫、家族、コミュニティの受け入れ、行政支援を検討する。そして、行政に求められる施策・政策を考えてみたい。

I.日比結婚の概要

日本における国際結婚、すなわち、日本人と外国人との婚姻は1985年1万2000件程度だったが、90年には2万5000件と倍増し、2000年には3万6000件と3倍増、08年でも同水準だった。この数値は国内における婚姻の約5.09%に相当し、20組に1件が国際結婚である（第1表）。この他、海外で外国人と結婚する日本人は2008年、年間10,321人で1万人を超え、うち8,686人が女性であり、海外で結婚する日本女性が増加している。こうした海外での婚姻を含めると、国際結婚の割合は6.40%、約16組に1件となる。

国籍別に概観すると、「夫日本・妻外国」が2万8720件で77.7%を占め、日本男性と外国女性との結婚が8割近い。相手として中国、フィリピン、韓国・朝鮮、タイ出身者が多い。中国女性との婚姻は結婚業者による紹介、留学生、研修生としての来日などが増加要因である。

フィリピン女性との婚姻増加については先ず1980年代半ばから女性たち

が興行就労のため、多数来日したことが要因といえよう。拙著（2006）でも60組のカップルのうち、36組で、女性の興行来日が出会いのきっかけとなった。

1985年からの「農村国際結婚」も指摘したい。これは、過疎化に悩む農村の役場が村の男性の結婚難を解消するべく、結婚業者と提携し、フィリピンで現地女性と村の男性とを見合いさせ、結婚をまとめ、村に来てもらうという婚姻である。東北の山形で始まり、岩手、新潟、徳島、長野などに広がった。

日本男性のフィリピン旅行、仕事による出張・滞在、留学なども婚姻の増加につながった。日本の男性と結婚しているフィリピン女性が親族や友人を日本の男性に紹介するという「結婚の連鎖」も見られる。

なお、国際結婚における離婚、すなわち「国際離婚」については第2表のようになっている。年々増加の傾向にある。離婚したフィリピン女性が別の日本人男性と再婚するケースも増えている。

## II. 長期的滞在と多文化共生施策

第3表・第1図に見るように、日本在住外国人の登録資格で最も多いのは一般永住者である。主に在日韓国・朝鮮人によって構成される特別永住者を2007年に越えた。日本人と結婚した外国人移民が配偶者資格を経て、永住資格を取得する事が増えた事も一般永住の増加要因である。（フィリピン人の場合、2005年永住者53,430人、日本人の配偶者45,148人だったが09年にはそれぞれ84,407人、46,027人と永住増加。中国人でも106,269人、54,569人が156,295人、56,510人となり、永住の増加が著しい。）。また、非永住者においても、日本人の配偶者等の資格を持つ外国人が最も多い。

このように、日本で長期的に暮らし、また、暮らすことができる結婚移民が増えてきた。結婚移民は日本の地域社会に定着し暮らす外国人住民、市民となっている。したがって、結婚移民は自治体において実施されている「多文化共生」施策の対象者として、位置づけられるべきである。

ここで説明すると、多文化共生施策は1990年代からの在住外国人の増加に伴い、教育、保健、就労などの対応に迫られるようになった自治体が外国人へ様々な支援を提供する事から始まった。国・総務省がさらに自治体に対して、施策を充実するように指示したのは遅れて、2006年である。

「多文化共生」という概念については、いくつかの規定がなされてきたが、例えば、神奈川県川崎市による『多文化共生社会推進指針—共に生きる地域社会を目指して』（2008年3月）はこう記している。「国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、全ての人々が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる『多文化共生社会』の実現を目指します」。

では、フィリピン人女性と日本人男性の結婚生活において、結婚移民＝フィリピン女性に関して、こうした「多文化共生」が想定する条件が満たされているか、考えて見たい。つまり、文化の違いは生かされているか、尊重されているか。人権は尊重されているか。自立した市民となる事ができているか。こうした点を中心に、日比結婚を検証してみたい。

### Ⅲ.結婚生活

夫の受け入れについては、初期段階がまず肝要だと思われる。異国になれない妻のため、言葉の問題、役所への諸手続き、買物・教会への同行、親戚づきあい、妊娠・出産時の対応など、もろもろある。

言葉や習慣については、日本側が一定ドミナントとなる傾向がある。文化の違いについては、フィリピン女性の家族優先、男女平等意識の強さがあげられる。これは男性の変容をもたらすことがある。

ただし、拡大家族的な価値観を持つフィリピン女性と、核家族的価値観を持つ日本人男性が対立することもある。この点は母国への送金をめぐって顕在化する。

家族の受け入れについては、舅・姑と同居か、別居かによって、違いがある。日本の親戚との関係、コミュニティの受け入れも様々である。比較的良好な関係が築かれる事もあるが、民族的差別、性的差別を女性が経験する場合もある。

女性の就業については、パート、工場労働が中心であり、ホワイト・カラージョブはまれである。

自治体が日本語教室を開催し、行事を行い、住民との交流も一定図っている(ダアノイ報告)。

ここで多文化共生の視点から考察してみると、(文化的違いが生かされ、文化が尊重されているか?)という点については、自治体の施策については一定評価される。だが、日本人の夫や親戚が文化尊重の姿勢をとらない場合もあり、結婚移民が不利な状況におかれることも少なくない。これは異なった文化を尊重するという土壌が社会に乏しいからである。

(人権は尊重されているか?)という点については、移民女性が民族的差別や女性的差別を受ける、DV被害者になる、職業選択の幅が狭まっている事など

を踏まえると、十分とはいえない。経済・社会的に「自立した市民」になりにくい状況もある。

#### IV. 行政への提言

以上を踏まえると、国際結婚の増加に伴い、国レベルと自治体レベルで多文化家族支援が必要である。国レベルでは長期的な移民・多文化共生政策の一環として、多文化家族支援を捉えるべきである。人権、教育、就労、福祉などの分野で支援が求められる。他方、結婚業者に対する監督・許可制も必要である。

自治体レベルでも多文化共生施策の一環として、多文化家族支援が必要である。

以下、行政に求める内容を列記する。自治体が中心になるが、就業支援などを含め政府機関も取り組みが求められる。

まず、女性への支援が必要である。具体的にはカウンセリング、DV被害への対応、離婚時の対応、福祉支援、技能向上・就業支援などである。日本語学習支援は入門レベルのみならず、中級・上級レベルが必要である。

加えて、男性や親戚に対するカウンセリング、セミナー、イベントも必要である。これは日本人配偶者に異文化理解をすすめ、ジェンダー関係に対する意識改革をはかるためである。

さらに、国際結婚夫婦間に生まれたダブルの子ども、外国人配偶者が本国から呼び寄せた連れ子といった外国につながる子どもに対する支援、プログラムも求められる。いじめ問題への対応、日本語学習支援が求められる。

以上、行政に求める施策を列挙したが、当事者、有志、フィリピン人・日本人の団体も加わって、様々な多文化家族支援が可能である。

#### 参考文献

佐竹眞明・メアリー・アンジェリン・ダアノイ『フィリピン—日本国際結婚 移住と多文化共生』、めこん、2006.

アジア・太平洋人権情報センター編『アジア・太平洋人権レビュー2009 女性の人権の視点から見る国際結婚』、現代人文社、2009.

移住労働者と連帯する全国ネットワーク編『多民族・多文化共生社会のこれから NGOからの政策提言<2009年改訂版>』、現代人文社、2009.

佐竹眞明編著『在日外国人と多文化共生—地域コミュニティの視点から』、明石書店、2011（近刊）.

第1表 日本における婚姻件数、年次×夫妻の国籍別(1985~2008年)

国 籍	1985年 (昭和60)	1990年 (平成2)	1995年 (平成7)	2000年 (平成12)	2005年 (平成17)	2007年 (平成19)	2008年 (平成20)
総数	735,850	722,138	791,888	798,138	714,265	719,822	726,106
夫妻とも日本	723,669	696,512	764,161	761,875	672,784	679,550	689,137
夫妻の一方が外国	12,181	25,626	27,727	36,263	41,481	40,272	36,969
夫日本・妻外国	7,738	20,026	20,787	28,326	33,116	31,807	28,720
妻日本・夫外国	4,443	5,600	6,940	7,937	8,365	8,465	8,249
夫日本・妻外国	7,738	20,026	20,787	28,326	33,116	31,807	28,720
妻の国籍							
韓国・朝鮮	3,622	8,940	4,521	6,214	6,066	5,606	4,558
中国	1,766	3,614	5,174	9,884	11,644	11,926	12,218
フィリピン	…	…	7,188	7,519	10,242	9,217	7,290
タイ	…	…	1,915	2,137	1,637	1,475	1,338
米国	254	260	198	202	177	193	215
英国	…	…	82	76	59	67	59
ブラジル	…	…	579	357	311	288	290
ペルー	…	…	140	145	121	138	116
その他の国	2,096	7,212	990	1,792	2,859	2,897	2,636
妻日本・夫外国	4,443	5,600	6,940	7,937	8,365	8,465	8,249
夫の国籍							
韓国・朝鮮	2,525	2,721	2,842	2,509	2,087	2,209	2,107
中国	380	708	769	878	1,015	1,016	1,005
フィリピン	…	…	52	109	187	162	165
タイ	…	…	19	67	60	68	51
米国	876	1,091	1,303	1,483	1,551	1,485	1,445
英国	…	…	213	249	343	372	363
ブラジル	…	…	162	279	261	341	322
ペルー	…	…	66	124	123	127	133
その他の国	662	1,080	1,514	2,239	2,738	2,685	2,658

注:フィリピン、タイ、英国、ブラジル、ペルーについては平成4年から調査しており、1991(平成3)年までは「その他の国」に含まれる。

出所:厚生労働省統計情報部「人口動態統計」各年

第2表 離婚件数, 年次×夫妻の国籍別

国 籍	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成15年 (2003)	平成16年 (2004)	平成17年 (2005)	平成18年 (2006)	平成19年 (2007)	平成20年 (2008)
総 数	199 016	264 246	283 854	270 804	261 917	257 475	254 832	251 136
夫 妻 と も 日 本 国	191 024	251 879	268 598	255 505	246 228	240 373	236 612	232 362
夫 妻 の 一 方 が 外 国	7 992	12 367	15 256	15 299	15 689	17 102	18 220	18 774
夫 日 本 ・ 妻 外 国	6 153	9 607	12 103	12 071	12 430	13 713	14 784	15 135
妻 日 本 ・ 夫 外 国	1 839	2 760	3 153	3 228	3 259	3 389	3 436	3 639
夫 日 本 ・ 妻 外 国 妻 の 国 籍	6 153	9 607	12 103	12 071	12 430	13 713	14 784	15 135
韓 国 ・ 朝 鮮 国	2 582	2 555	2 653	2 504	2 555	2 718	2 826	2 648
中 国	1 486	2 918	4 480	4 386	4 363	4 728	5 020	5 338
フ ィ リ ピ ン 国	1 456	2 816	3 282	3 395	3 485	4 065	4 625	4 782
タ イ 国	315	612	678	685	782	867	831	795
米 国	53	68	75	75	76	60	68	64
英 国	25	41	17	21	28	27	15	29
ブ ラ ジ ル 国	47	92	101	103	116	90	100	96
ペ ル ー 国	15	40	57	65	59	59	49	56
そ の 他 の 国	174	465	760	837	966	1 099	1 250	1 327
妻 日 本 ・ 夫 外 国 夫 の 国 籍	1 839	2 760	3 153	3 228	3 259	3 389	3 436	3 639
韓 国 ・ 朝 鮮 国	939	1 113	1 098	966	971	927	916	899
中 国	198	369	411	502	492	499	568	608
フ ィ リ ピ ン 国	43	66	84	84	86	105	112	128
タ イ 国	8	19	43	46	30	39	50	40
米 国	299	385	371	367	398	393	374	413
英 国	40	58	79	63	86	84	61	92
ブ ラ ジ ル 国	20	59	72	81	81	98	100	111
ペ ル ー 国	7	41	57	56	68	73	70	63
そ の 他 の 国	285	650	938	1 063	1 047	1 171	1 185	1 285